



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

どこでも快適につながる？

～モバイル Wi-Fi ルーターのトラブル～

【事例】

手持ちのタブレットを出張先でも使いたいと考えていたところ、通販サイトで「今ならキャンペーンで月額2千円」というWi-Fiルーターとその通信契約を見つけた。

通信可能エリアを確認して購入の手続きを行ったが、出張先で使用すると通信速度が非常に遅かった。

販売店に問い合わせると「写真などはデータ容量が大きく、通信速度が遅くなる。速度を上げるには追加料金がかかる。また、解約する場合は3万円の違約金が必要となる」と言われた。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆契約前に、通信可能エリアや通信データの容量はもちろんのこと、通信速度などをしっかり確認しましょう。
- ◆電気通信サービスを解約する場合、8日間の初期契約解除制度の期間を過ぎると、2～3年の一定期間内は違約金が発生します。
- ◆電気通信サービスの契約では多くのトラブルが発生しています。それらを防止するため電気通信事業法が平成28年5月に改正されました。しかし、内容が複雑なため注意が必要です。